

## 北九州国際音楽祭を開催します

期間は10月12日(土)～12月7日(土)。  
(出演者は敬称略)

### ●神尾真由子(バイオリン)&上原彩子(ピアノ)

10月12日(土)15～17時、響ホール(八幡東区平野二丁目)で。料前売り(全席指定)S席5000円、A席3500円、A席(25歳以下)2000円。

### ●日本の伝統芸能 能×日本舞踊 時代(とき)の美 一室町の幽玄 江戸の粋

11月16日(土)14～16時30分、響ホールで。料前売り(全席指定)一般4000円、25歳以下2000円、ペア券7000円。

### ●マイスター・アールト×ライジングスターオーケストラ

コンサートマスターは、篠崎史紀(バイオリン)。

11月23日(祝)15～17時、響ホールで。料前売り(全席指定)S席5000円、A席3500円、A席(25歳以下)2000円。

### ●エフゲニー・キーン(ピアノ)

ベートーベンのピアノ・ソナタ第27番やプロコフィエフのピアノ・ソナタ第2番などを演奏します。

12月7日(土)15～17時、THE STEEL HOUSE北九州ソレイユホール(小倉北区大手町)で。料前売り(全席指定)S席1万5000円、A席1万2000円、B席9000円、C席5000円、C席(25歳以下)2000円。

**共通**対小学生以上。前売り券は主要プレイガイドなどで発売中。当日は500円増し。ペア券は前売りのみ。託児(有料)は問を。



▲エフゲニー・キーン  
©Sasha Gusov licensed to EMI Classics



▲篠崎史紀  
©井村重人



▲能 金剛龍謹/日本舞踊 若柳佑輝子



▲上原彩子  
©武藤 章



▲神尾真由子  
©Makoto Kamiya

問 響ホール音楽事業課  
☎663・6661

## 児童手当の制度が変更になります

6月5日に成立した「子ども子育て支援法等の一部を改正する法律」により、10月分の児童手当から制度の内容が変わります。

①支給対象児童の年齢を「15歳到達後の最初の年度末まで」から「18歳到達後の最初の年度末まで」に延長

②所得制限、所得上限を撤廃

③第3子以降の手当額を月1万5000円から3万円に増額

④第3子の算定に含める児童の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長

⑤支給回数数を年3回から6回に増加

申請が必要な人  
【児童手当・特例給付を受給している人】

●平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童へ監護相当の世話と生計費の負担を行っており、その児童と支給対象児童の合計が3人以上の人  
●高校生年代の児童がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、市で増額するため申請不要です。  
●「児童手当・特例給付を受給していない人」  
●所得上限限度額の超過により児童手当・特例給付を受給していない人  
●高校生の児童だけを養育している人  
申請が必要となる可能性がある人には、9月上旬に案内を送付します。内容を確認の上、申請が必要な場合は、10月18日までに同封の申請書等を住所地の区役所子ども・家庭相談係へ提出ください。オンラインでも申請ができます。

	改正前	改正後
支給対象	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額を設定	所得制限(上限)なし
手当月額	・3歳未満 一律1万5000円 ・3歳～小学校終了まで 第1子・第2子:1万円 第3子以降:1万5000円 ・中学生 一律1万円 ・所得制限以上 一律5000円(特例給付)	・3歳未満 第1子・第2子:1万5000円 第3子以降:3万円 ・3～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子・第2子:1万円 第3子以降:3万円
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める	22歳到達後の最初の年度末までの児童を含める(※)
支払期月	3回(2月、6月、10月)(それぞれ前月までの4カ月分を支払い)	6回(偶数月)(それぞれ前月までの2カ月分を支払い)

※例)20歳、15歳、10歳の3人の子どもを養育している場合  
→年長者である20歳の子どもを第1子、15歳の子どもを第2子と数え、10歳の子どもに第3子以降の手当額が適用されます。

問 住所地の区役所子ども・家庭相談係	門司区 ☎331・1891 小倉北区 ☎582・3434 小倉南区 ☎951・1031 若松区 ☎761・5926	八幡東区 ☎671・6882 八幡西区 ☎642・1449 戸畑区 ☎881・4528
--------------------	--	---

## 重点支援給付金

### 支給要件確認書などの返送は9月30日まで

6月15日号でお知らせしました通り、令和6年度に新たに住民税が非課税かつ均等割のみ課税となつた世帯に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給しています。  
「支給要件確認書」が届いた世帯市が口座情報を把握していない世帯などに送付しています。9月30日までに必要書類と共に返送してください。オンラインでも申請ができます(詳細は問を)。審査の上、順次支給します。

その他のお知らせが届いた世帯世帯の中に転入者がいるなど、課税状況の確認が必要な世帯に送付しています。9月30日までに必要書類を提出してください。審査の上、順次支給します。

基準日時点で、税法上扶養している課税者と離婚・死別等している場合  
1月2日から6月3日の間に、離婚や死別、行方不明によって課税者がいなくなったことで、基準日(6月3日)時点で残された人が課税者から扶養されていない世帯は、令和6年度住民税の取り扱いにかかわらず、扶養されていないものと判定し、支給対象にします。給付金を受給するには、9月30日までに申請が必要です。

「定額減税補足給付金(調整給付金)」の申請期限については、あらためてお知らせします。

問 重点支援給付金  
コールセンター  
☎0120・034・553  
受付時間:月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時  
▲詳細はコチラから

## 「北九州発羽田 関東へ行こう!」キャンペーン

10月1日(火)から1月31日(金)の間、北九州空港羽田空港の日本航空便を往復利用し、旅行代金が1人3万円以上の場合、5000円を助成します。9月2日からキャンペーンの特設ページ(左記を読み取り)で。詳細もご覧になれます。



▲予約・詳細はコチラから



問 港湾空港局空港企画課 ☎582・2308